

令和３年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（京都市環境放射線モニタリング計画）

別添２

頁	現 行	修 正 後	修正理由																								
102	<表 3 水道原水及び水道水（山間地域）のモニタリング> <table><tr><th colspan="2">測 定 対 象 及 び 採 水 箇 所</th><th>測定回数</th></tr><tr><td rowspan="4">水道原水 （水源地）</td><td><u>久多浄水場（深層地下水）</u></td><td rowspan="4">(略)</td></tr><tr><td><u>広河原・花脊浄水場（深層地下水）</u></td></tr><tr><td>弓削浄水場（<u>深層地下水及び表流水</u>・弓削川（桂川水系）） (略)</td></tr><tr><td>山国浄水場（<u>浅層地下水及び伏流水</u>・桂川（桂川水系））</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	測 定 対 象 及 び 採 水 箇 所		測定回数	水道原水 （水源地）	<u>久多浄水場（深層地下水）</u>	(略)	<u>広河原・花脊浄水場（深層地下水）</u>	弓削浄水場（ <u>深層地下水及び表流水</u> ・弓削川（桂川水系）） (略)	山国浄水場（ <u>浅層地下水及び伏流水</u> ・桂川（桂川水系））	(略)	(略)		<表 3 水道原水及び水道水（山間地域）のモニタリング> <table><tr><th colspan="2">測 定 対 象 及 び 採 水 箇 所</th><th>測定回数</th></tr><tr><td rowspan="3">水道原水 （水源地）</td><td><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 弓削浄水場（<u>表流水</u>・弓削川（桂川水系）） (略)</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td>山国浄水場（<u>伏流水</u>・桂川（桂川水系））</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	測 定 対 象 及 び 採 水 箇 所		測定回数	水道原水 （水源地）	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 弓削浄水場（ <u>表流水</u> ・弓削川（桂川水系）） (略)	(略)	山国浄水場（ <u>伏流水</u> ・桂川（桂川水系））	(略)	(略)	(略)		深層・浅層地下水は、国の指針において検査対象外のため削除	
測 定 対 象 及 び 採 水 箇 所		測定回数																									
水道原水 （水源地）	<u>久多浄水場（深層地下水）</u>	(略)																									
	<u>広河原・花脊浄水場（深層地下水）</u>																										
	弓削浄水場（ <u>深層地下水及び表流水</u> ・弓削川（桂川水系）） (略)																										
	山国浄水場（ <u>浅層地下水及び伏流水</u> ・桂川（桂川水系））																										
(略)	(略)																										
測 定 対 象 及 び 採 水 箇 所		測定回数																									
水道原水 （水源地）	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 弓削浄水場（ <u>表流水</u> ・弓削川（桂川水系）） (略)	(略)																									
	山国浄水場（ <u>伏流水</u> ・桂川（桂川水系））																										
	(略)																										
(略)	(略)																										
102	<表 4 農産物（京都市内産）のモニタリング> <table><tr><th>品 目（主な産地）</th><th>測定時期</th><th>測定担当</th><th>測定方法</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="3">(略)</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td><u>じゃがいも（北区上賀茂）</u></td><td>6 月</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	品 目（主な産地）	測定時期	測定担当	測定方法	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>じゃがいも（北区上賀茂）</u>	6 月	(略)	(略)	<表 4 農産物（京都市内産）のモニタリング> <table><tr><th>品 目（主な産地）</th><th>測定時期</th><th>測定担当</th><th>測定方法</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="3">(略)</td><td rowspan="3">(略)</td></tr><tr><td><u>たまねぎ（北区大宮）</u></td><td>6 月</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	品 目（主な産地）	測定時期	測定担当	測定方法	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>たまねぎ（北区大宮）</u>	6 月	(略)	(略)	品目・産地の変更による修正
品 目（主な産地）	測定時期	測定担当	測定方法																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
<u>じゃがいも（北区上賀茂）</u>	6 月																										
(略)	(略)																										
品 目（主な産地）	測定時期	測定担当	測定方法																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
<u>たまねぎ（北区大宮）</u>	6 月																										
(略)	(略)																										
104	5 市独自のモニタリングの実施 京都市は、京都府が実施する緊急時モニタリング活動に協力するとともに、次のとおり独自の緊急時モニタリングを実施し、測定結果を速やかに<u>防災危機管理室</u>に報告する。	5 市独自のモニタリングの実施 京都市は、京都府が実施する緊急時モニタリング活動に参加するとともに、次のとおり独自の緊急時モニタリングを実施し、測定結果を速やかに<u>担当局区等から防災危機管理室</u>に報告する。	字句修正																								
106	<参考 市及び府が整備・維持するモニタリング機器> <u>(令和 2 年 9 月現在)</u>	<参考 市及び府が整備・維持するモニタリング機器> <u>(令和 3 年 1 0 月現在)</u>	時点修正																								

上記新旧対照表に記載したもの以外にも，次の語句について字句修正を行う。 ○ （形式名詞として使用されている）時 ⇒ とき